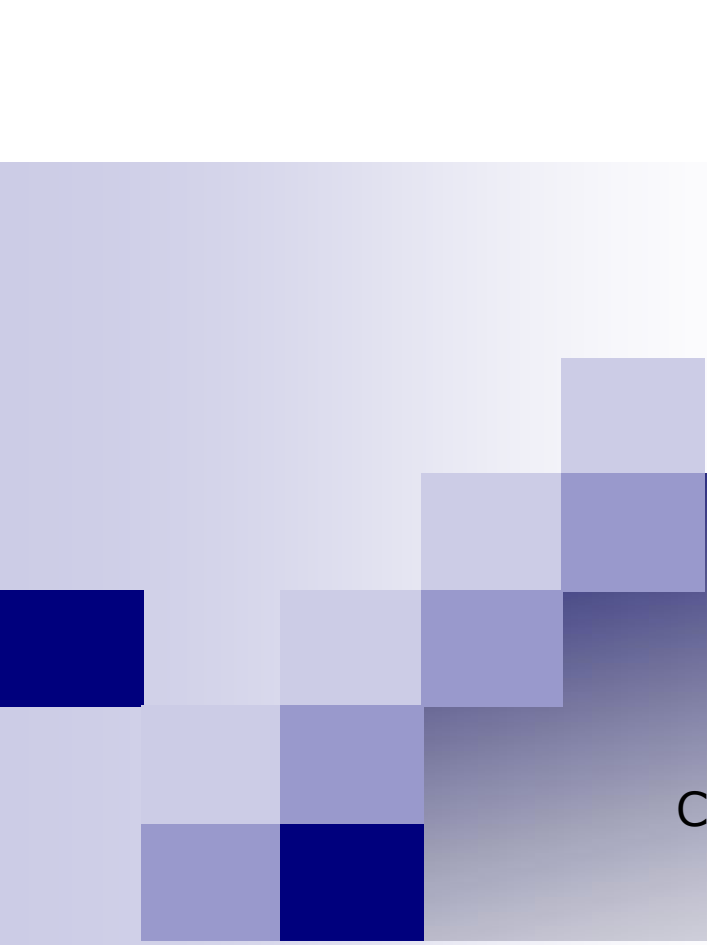




AI規正論2.0

JIS規格制定による理論から実践への転換及び
CA研究を通じた「製品・マネジメントシステム統合認証」への道筋

慶應義塾大学 総合政策学部 教授
新保 史生

A I 規正論2.0 (目次)

1. 「A I 規正論」とは

1 「A I 規正論 1.0」とは

2 AI制度標準化に関する日本国内における状況

3 AI制度標準化に関するEUの検討状況（進捗状況）

4 AI分野の国際標準

5 JIS Q 42001:2025 情報技術 - 人工知能 - マネジメントシステム

6 「統合認証」の実現に向けて

AI規正論1.0 (AI統治 (ガバナンス) についての新たな視座の発送の経緯と内容

2021年4月21日に欧州委員会が
EUのAI整合規則提案(AI法案)を公表

高リスクAIを製品安全規制の枠組みで規律することを目指すもの

**安全規制に係る適合性評価は日本が得意とする
仕組みではないか！**

2021年5月に「EU新AI整合規則にみるAI規制戦略の構造・意図とブリュッセル効果の威力」を執筆 → 『ビジネス法務』に掲載

その後、AI統治の具体的構想を「AI規正論」として
情報通信政策研究第7巻第1号(2023年)に掲載

新保史生「AI規正論」情報通信政策研究第7巻第1号69-100頁(2023)
<https://www.soumu.go.jp/main_content/000912925.pdf>

新保史生「EU新AI整合規則にみるAI規制戦略の構造・意図とブリュッセル効果の威力」 ビジネス法務2021年8月号PP. 188-193 (2021)

(1) 利用規制

- ・人工知能の使用行為禁止事項(5条)

(2) 高リスクAIに関する義務

- ・高リスクAIの分類及び対象リスト(6条・7条)
- ・高リスクAIの要件(8-15条)
- ・提供者等の義務(16-29条)

(3) 適合性評価

- ・通知機関(30-39条)
- ・適合性評価等(40-51条)

(4) 透明性要件

- ・特定のAIシステムに対する透明性(52条)
- ・行動規範の策定(69条)

(6) ガバナンス

- ・欧州人工知能委員会の設置等(56-59条)

(7) 監督及び法執行

- ・高リスクAIに関するデータベース(60条)
- ・市販後のモニタリング(61条)
- ・インシデント報告義務(62条)
- ・法執行(63-68条)
- ・罰則・制裁金(71-72条)

① 経済的・社会的利益

- ・AIはあらゆる産業や社会活動において経済的・社会的に多大な利益をもたらす可能性
- ・AIの利用によって、社会的・環境的に有益な結果をもたらす企業や欧州経済に重要な競争力を提供
- ・気候変動、環境と健康、公共部門、金融、モビリティ、家政学、農業など、影響の大きい分野で特に必要

② 個人や社会への新たなリスク

- ・AIの社会経済的利益をもたらす要素や技術は、個人や社会に新たなリスクや負の影響をもたらすこともある
- ・AIは人々のためのツールであり、人間の幸福度を高めることを究極の目的として、社会に貢献する力となるべき

③ EUの価値観、基本的権利の保障

- ・EUの技術的リーダーシップを維持し、EUの価値観、基本的権利、原則に従って開発・機能する新技術からEU市民が恩恵を受けることができるようにすることは、EUの利益となる

④ 信頼のエコシステム構築(政治的背景)

- ・AIの導入を促進し新技術利用に関連するリスクに対処するため、信頼できるAIのための法的枠組みを提案すること
- ・EUが安全で信頼できる倫理的なAIシステムの開発と利用において世界的な主導権を獲得するという政治目的

① EU市場に投入され利用されるAIシステムの安全規制を、基本的権利とEUの価値を保護する既存の法令に基づき実施すること

② AIへの投資とイノベーション促進

③ 基本的権利の保障と安全性確保のためAIシステムへのガバナンスと効果的な法執行

④ 信頼できるAIにより単一市場の発展を促進し市場の断片化を防ぐこと

(a) EUにおいてAIシステムを上市、サービス開始及び利用するための整合規則

(b) 特定のAI利用禁止行為

(c) 高リスクAIシステムに関する要求事項及び義務

(d) 自然人との対話を目的としたAIシステム、感情認識システム、生体情報分類システム、画像・音声・映像コンテンツの生成又は処理を目的としたAIシステムの透明性に関するルールの整合性確保

(e) 市場のモニタリングと監視



AI規正論（1.0）の提案当初の構成

- ①AIシステムの研究開発から利用、販売及びサービスの提供にあたって必要な「ルール（規制）」整備
- ②その遵守について自主的な取り組みを尊重
- ③販売やサービス提供において「事実上の強制規格」として機能する「ルール（整合規格・技術標準・要求事項）」を導入
- ④それを計画、実施、評価及び改善するためのマネジメントシステム規格を制定
- ⑤これらの仕組みを規律するための根拠を法定
- ⑥「AI規正委員会（仮称）」を設置
- ⑦「日本版AIシステム適合性評価制度」を中核とするAI規制構想



AI規正論の提案当初の目的

専ら自主的な規律に期待するソフトローの検討を試行錯誤し続ける施策からの転換

反対意見が根強い規制(実質的な禁止事項の法定等)の導入に伴うハードローへの抵抗感の払拭

これまで検討がなされてきた原則・指針やガイドライン等をめぐる議論からは発想を転換した取り組みを模索することが目的



当該目的を達成するため

規範の遵守を自主性に委ねハードローによる規制を行わない法規制回避論からの脱却

国際的な動向を踏まえたAI規制の「最適化(optimisation)」

AIの研究開発・利用における将来的なAI規制政策に資する方策

新たなAI規制の制度設計試案

日常的に利用されるAIに求められるのは
安全と信頼性が確保され安心して使うことができること

E U

EUは域内のAI規制の整合化を図るための
整合規則をAI法案として提案

同法に基づいて定められる整合規格に準拠した
高リスクAIに製品安全規制同様のCEマークを付
す制度の構築を目指している（CEマーキング）

輸入から販売に至るまでのEU市場への上市規制を設
ける制度の整備を進めている

日 本

日本にも電気や電子製品の様々な整合規格や
JIS規格・ISO規格・IEC規格との**整合標準**が存在

企業の法令遵守における取り組みと整合規格の
位置づけ

マネジメントシステム規格の導入実績も豊富

- 品質、環境、労働安全衛生などのISO規格
- JIS Q 15001を用いたプライバシーマーク
- JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001)を用いたISMS (情報セキュリティマネジメントシステム) 等

(a) EUが目指している整合規格の整備に係る整合標準策定に向けた取り組みに歩調を合わせること

- EUの制度との相互運用性を確保する国内規格をわが国においても導入する方法(ISO規格とJIS規格の関係と考えるとよい)

(b) 我が国独自の技術基準として日本版のAI整合規格を策定すること

- AIシステムの製造・開発、輸入、販売又はサービス提供を行う事業者に当該規格に基づく技術基準適合義務を課すこと
- 適合証明の表示を義務づけ(PSEマークを想定)
- 適合証明の取得に必要なマネジメントシステム規格を新たに設けること

後者の(b)の選択肢で進めたい

- いわゆる「ブリュッセル効果」への闘いを挑むもの
- 我が国の政策立案の中心地である霞ヶ関から「カスミガセキ効果(仮称)」を今後AI関連政策分野で発揮できるかどうかは不明
- 既に整合規格の根拠となるISO規格の検討も進んでいることから現実には厳しい



当初の提案の内容

我が国におけるAI規制をめぐる議論や検討過程においてこれまで俎上に載ったことがないもの

最初から諦めて(a) EUへの追従を図るのではなく、(b) AI整合規格をわが国独自の基準として制定する施策を目指す

①産業標準化法に基づく新たな「AIマネジメントシステム規格（仮称）」を制定

②電気用品安全法の改正によりPSEマークをAIシステム適合証明に活用する方法又は日本版AI法の制定によるAI整合規格の根拠となる法整備を実施

「日本版のAIシステム適合性評価制度」の構築に向けた提案

電気用品安全法に基づく**PSEマーク**の活用（案）

- ただし、当該マークの対象は「電気製品」
- EUのAI法のCEマークと対比すると、EUの機械指令（機械規則）に対応する部分については整合するものの、「AIサービス」への適用については課題が残る
- AIシステムをネットワークに接続する場合は、端末機器の技術基準適合認定と無線通信については技術基準適合証明を取得する必要がある

法整備の方向性

(a) **電気用品安全法の改正**によりPSEマークをAIシステム適合証明に活用する方法を検討し、既存の「技術基準適合認定・証明」は**現行法**の枠組みで対応

(b) **日本版のAI新法を制定**し規制対象のAIの定義を定めるとともに、整合規格への適合から表示（マーク制度）に至る義務を法定し、整備法において適合認定・証明手続を一括して定めるハネ改正を実施

(c) **産業標準化法を根拠**とする「AIマネジメントシステム規格（仮称）」の認証制度に基づく新たなマーク制度を創設

日本版AIシステム適合性評価制度を機能させること

民間部門及び公的部門におけるAI利用について監督すること

国家行政組織法第三条に基づくいわゆる三条機関（委員会）を想定

- EUのAI法が定める欧州人工知能委員会(EAIB)に対応する機関の設置が必要
- 「欧州評議会AI条約」も監督機関の設置義務を求めることが想定される
 - 欧州評議会個人データの自動処理に係る条約(条約第108号)が「監督機関の設置」を締約国に求める内容であったことに鑑みると、「欧州評議会AI条約」の目的も同様の方向性になることは自明であろう(CoEの発想は同様であると考えられる)
- 事業者側が実施するマネジメントシステム構築・運用指針である「AIシステムマネジメント規格」を産業標準化法に基づいて制定する場合
 - 当該規格への適合性の審査基準は、行政手続法5条の審査基準及び同12条の処分基準に基づいて、AI規正委員会が整合規格を策定し要求事項を定めるべき



DFFT及びデータガバナンスとAIガバナンスの両立

G7広島サミット「閣僚宣言：G7 デジタル・技術大臣会合（2023年4月30日）」

- DFFT及びデータガバナンス
 - 「越境データ流通及び信頼性のあるデータの自由な流通の促進」
- AI原則や信頼できるAIに関する施策
 - 「責任あるAIとAI ガバナンスの推進」

両者の項目は分かれている

DFFTの枠組みは、AIシステム適合性評価制度にも適用できる

DFFTを実現するための国際的なトラスト基盤の構築は、「標準化」と「認定・認証」により達成されるもの

適合性評価制度と目標も構成も一致

適合性評価制度におけるデータ・ガバナンスについてはDFFTの枠組みに基づく管理方策を提案することが可能と考えられる

DFFTとAIガバナンスに向けた取り組みは統合されておらず別個の施策として並行している

この併存を解消し一体化させることで、日本の強みであるDFFTの一層の促進を図りつつ、AIガバナンスに向けた取り組みについてDFFTを礎として展開することができる

DFFTは、データ管理を一定の域内に限定する「データローカライゼーション」と対照的な概念として提唱されたもの

各国のAI戦略との関係

- 米国のAI規制に向けた取り組み(大統領令からAI規制法)
- EUにおけるAI規制に向けた取り組み
- 中国などのアジア諸国との関係における経済安全保障の観点からの検討

新たな先端技術であるAIなどの機微技術管理は、経済安全保障の枠組みにおいて保護する方針も示されている

我が国においても、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等により、安全保障の裾野が経済分野に急速に拡大している

日本版AIシステム適合性評価制度構築にあたって必要な構成要素（当初の提案）

定義

①規制対象となるAIシステムの定義

- 日本版AIシステム適合性評価制度を検討するにあたっては、まずは根拠法において規制対象となるAIシステムの定義が必要
- EUの場合は高リスクAIを対象としていることから我が国においてもその対象範囲を定める必要がある

組織

①適合性評価の実施機関

手続

②AIシステム適合性評価制度における実施機関による審査、評価及び認証手続

規格

③規制対象となるAIシステムの研究開発、利用、販売、サービス提供に係るマネジメントシステム規格

表示

④AIシステム適合性評価制度に基づく認定を受けたことを示すマーク制度又はシールプログラム

A I 規正論2.0

2. AI制度標準化に関する日本国内における状況

1 「A I 規正論 1.0」とは

2 AI制度標準化に関する日本国内における状況

3 AI制度標準化に関するEUの検討状況（進捗状況）

4 AI分野の国際標準

5 JIS Q 42001:2025 情報技術 - 人工知能 - マネジメントシステム

6 「統合認証」の実現に向けて

AI制度標準化に言及している日本国内の政策文書

AI制度に関する考え方（AI戦略会議 第9回資料）（2024年5月）

- ✓ EUのAI法が「CEマーク取得のコンプライアンス手段として整合規格（harmonised standards）に依存」する共同規制手法（co-regulatory instruments）として、NLF: New legislative frameworkを採用している点を整理。
- ✓ 日本の制度設計でも「ソフトロー＋標準・基準の活用」が必要と指摘。

統合イノベーション戦略2024（2024年6月4日閣議決定）

- ✓ AI分野の競争力強化・安全安心確保の一環として「国際標準化・ルール形成の戦略的推進」を明記。
- ✓ AI法制度設計の上位戦略文書として、標準化を政策の基盤に据える。

AI制度研究会 中間とりまとめ（案）（2025年2月4日）

- ✓ 国際協調の柱に「国際整合性・相互運用性の確保」を掲げ、制度面では「安全性評価と認証の戦略的な促進」を提示。
- ✓ 標準・評価・認証エコシステムの整備を想定し、EU等との整合を図る姿勢を明記。

AI戦略会議 第14回「今後のAI政策の進め方」（2025年6月2日）

- ✓ AI推進法の施行を受け、AI Safety Institute（AISI）等と連携し国際協調を推進。
- ✓ 既存ガイドラインとの関係整理に加え、評価手法の検討・普及（＝標準化基盤）を進める方向を提示。



JIS Q 42001:2025「情報技術—人工知能—マネジメントシステム 要求事項」の制定

規格番号	JIS Q 42001
産業標準の名称(和文)	情報技術・人工知能・AIマネジメントシステム
産業標準の名称(英文)	Information technology — Artificial intelligence — AI system management system
産業標準化法上の適用条文	第2条第14号 AIマネジメントシステムの事業者の経営管理の方法
市場適合性	- 国際規格をJIS化するもの - IDT ISO/IEC 42001:2023, Information technology — Artificial intelligence — Management System

A I 規正論2.0

3. AI制度標準化に関するEUの検討状況（進捗状況）

1 「A I 規正論 1.0」とは

2 AI制度標準化に関する日本国内における状況

3 AI制度標準化に関するEUの検討状況（進捗状況）

4 AI分野の国際標準

5 JIS Q 42001:2025 情報技術 - 人工知能 - マネジメントシステム

6 「統合認証」の実現に向けて



EU法の訳語の出典

夏井高人「規則(EU)2024/1689(人工知能法)〔前文の参考訳〕」法と情報雑誌9巻3号1頁(2024)。

夏井高人「規則(EU)2024/1689(人工知能法)〔条文(第1条～第63条)の参考訳〕」法と情報雑誌9巻4号1頁(2024)。

夏井高人「規則(EU)2024/1689(人工知能法)〔条文(第64条～第113条)の参考訳〕」法と情報雑誌9巻5号1頁(2024)。

夏井高人「規則(EU)2024/1689(人工知能法)〔別紙の参考訳〕」法と情報雑誌9巻5号89頁(2024)。

夏井高人「欧州評議会人工知能枠組み条約(CETS No. 225)〔参考訳〕」法と情報雑誌9巻5号146頁(2024)。

EUのAI整合規則 (harmonised rules on artificial intelligence) (AI法) 適用スケジュール

年 月 日	規 定
2024年8月1日	発効(EU官報公示の20日後)
2025年2月2日	第I章(総則条項)および第II章(禁止されるAI実務)の適用開始
2025年8月2日	以下の章の適用開始 第III章第4節(通知元当局および指定組織(NB))／ 第V章(一般目的AIモデル) ／ 第VII章(統治) 第XII章(罰則)※第101条を除く第78条(機密性)
2026年8月2日	整合規則の全面適用 第III章第1節(高リスクAIシステムの分類)／第III章第2節(高リスクAIシステムに関する要件) 第III章第3節(高リスクAIシステムの提供者と設置者およびその他関係者の義務) 第IV章(一定のAIシステムの提供者および設置者の透明性義務)／第VI章(技術革新を支援する措置) 第VIII章(高リスクAIシステムのEUデータベース)／第IX章(市場化後監視、情報共有および市場監視) 第X章(行動準則および指針)／第XI章(権限の委任および委員会の手続)／第XIII章(最終規定)
2027年8月2日	第6条第1項およびそれに対応する義務(高リスク製品の安全性コンポーネントとしてのAIシステムに関する規定)の適用開始
2025年8月2日まで	構成国による単一連絡部局の公表(第70条第2項)
2026年8月2日まで	構成国による少なくとも1つの国内レベルのAI法制サンドボックスの開設(第57条第1項)
2027年8月2日まで	2025年8月2日より前に市場に置かれた一般目的AIモデルの提供者による規則遵守のための措置実施(第111条第3項)
2030年12月31日まで	別紙Xの大規模ITシステムのコンポーネントであるAIシステムの規則遵守(第111条第1項)
2030年8月2日まで	行政機関によって利用されることが意図された高リスクAIシステムの提供者および設置者による規則遵守のための措置実施(第111条第2項)

EUのAI整合規則（AI法）の根幹となる目的

「高リスクAIシステム」をEU市場に置く(上市)及び利用可能状態にするにあたって
遵守しなければならない手続的義務を新たに課すこと

事前規制

①適合性評価



②適合宣言書への署名



③CEマーキング

①AIデータベースへの登録



②市販後のモニタリング



③インシデント報告義務

事後規制

機械指令が機械規則に改正されるなど関係法令を整備する目的

整合規則の射程

- AIシステムの安全リスク一般

機械規則の目的

- 機械一般において用いられるAIシステムの安全を総合的に保証すること

適合性評価

指定組織(Notified Body(NB))(28-39条)

- 各構成国は、適合性評価のための第三者認証機関を設置
- その他、認証機関の要件等について規定

適合性評価等(技術標準等に関する規定: 40-49条)

- 高リスクAIシステムの要件(第8条から第15条)を満たしていることをNBによる審査で確認
- CEマーキングの後に、第43条に定められた適合性評価手続に責任を有する指定組織の識別番号を表示

適合性の推定

- 整合規格が存在する場合: 整合規格を満たしていれば、要件適合が推定される
- つまり、既存の安全規制の延長線上(40条)(適合性の推定規則(EU) No 1025/2012)

整合規格不存在の場合: 欧州委員会が共通仕様を策定

- 共通仕様を満たしていれば、要件に適合していることが推定される(41条)

別紙(Annex) IIIの第1号に列挙される高リスクAIシステムの適合性評価

- 整合規格又は共通仕様を「適用する」場合は、NBの関与のもと、①内部統制、②品質管理システムの評価、③技術文書の評価に基づく適合性評価手順を実施
- 整合規格又は共通仕様を「適用しない」場合、NBの関与のもと、①品質管理、②技術文書を提出
- 別紙IIIの第2号～第8号に示される高リスクAIシステムは、内部統制
- 別紙IのA記載の欧州連合整合化立法の適用を受ける高リスクAIシステム

1. 一定のAI実務の禁止（第5条）

- 基本的権利を侵害するおそれ高いAI実務の禁止

2. 高リスクAIシステム（第6条）

- 第III章において厳格な要件が課されるAIシステム

3. 一定のAIシステム（第52条）

- 透明性義務が課されるAIシステム

4. 一般目的AIモデル（第V章）

- 一般目的AIモデルに関する特定の規定

5. 低リスク又はリスク無し

- 特定の義務は課されていないが、自主的な行動規範の策定を奨励



禁止されるAI実務（EU AI法第5条）

1. 個人の行動を操作するAI実務（第5条第1項(a)）

- ・サブリミナル技術または意図的な操作の技法もしくは欺瞞的な技法を具備するAIシステムであって、個人または個人のグループの行動を実質的に歪めることを目的とし、または、その効果をもつもの

2. 脆弱性を悪用するAI実務（第5条第1項(b)）

- ・個人または特定のグループの脆弱性（年齢、障害、特定の社会的事情もしくは経済的事情による）を悪用し、その行動を実質的に歪める目的またはその効果をもつAIシステム

3. 社会的採点評価システム（第5条第1項(c)）

- ・自然人または個人のグループの社会的行動または既知の、推論されるもしくは予測される個人の特徴もしくは個性の特徴を基礎として評価または分類し、不当または不相応な扱いにつながる社会的採点評価を行うAIシステム

4. リモート生体要素識別システムの特定の利用（第5条第1項(d)）

- ・法執行目的での公衆がアクセス可能な場所におけるリアルタイムのリモート生体要素識別システムの利用。ただし、第5条第1項第1副項(h)に規定される例外（特定の被害者の捜索、差し迫った脅威の防止、重大犯罪の捜査等）を除く

5. 顔認識データベースの無差別的な生成（第5条第1項(e)）

- ・インターネットまたはCCTV映像記録からの顔画像の無差別的な要素抽出によって顔認識データベースを生成または拡張するAIシステム

6. 特定の場面での感情認識システム（第5条第1項(f)）

- ・就労場所及び教育機関の分野において自然人の感情を推測するためのAIシステム（医療上の理由または安全上の理由のために設置または市場に置かれることを意図する場合を除く）

7. 特定の属性を推測するための生体要素類型への振分けシステム（第5条第1項(g)）

- ・自然人の人種、政治的意見、労働組合の加入、信教または信条、性生活または性的指向を推測または推論するために、当該自然人の生体要素データを基礎として自然人を個人別に分類する生体要素類型への振分けシステム。



AI法に基づくAI整合規格の標準化要請

安全で信頼できるAIを支援するための欧州標準化機関への標準化要請

根拠: AI整合規則(AI法)

- 高リスクAIの適合性評価制度を構築するため、欧州標準化規則第12条に基づいて10分野の整合規格を策定するために必要な標準化要求を決定することが目的
- 安全で信頼できる人工知能システムを支援するために、欧州規格又は欧州標準化規格類の策定を要請する意図
- 「欧州標準化のための2022年次統合作業計画」に関する欧州委員会通知C(2022) 546の附属文書内の「標準化戦略に関して欧州委員会が設定した標準化緊急課題」と題する表63番目の項目記載事項に基づくもの

整合規格を策定する実施機関

- 欧州標準化委員会(CEN)及び欧州電気標準化委員会(CENELEC)
- 欧州の標準化機関の一つである欧州電気通信標準化機構(ETSI)については、セキュリティなど特定の事項に関して既に本文書通知前の段階において作業に着手しているとともに、特定の専門知識を有していることから、作業計画の作成中にCENおよびCENELECがETSIと協議し、これらの事項に関してETSIの貢献を認めるための方法を確認することが適切であるとしている

AI整合規則が目指す「標準化」と「共通の強行的な要件 (common mandatory requirements)」の効用

標準化要請において示されている国際標準の効果

- 信頼できるAI (trustworthy AI) という共通のビジョンを世界中に定着させるのに役立つこと
- AIを搭載した製品やサービスに関連して起こりうる技術的障壁を取り除き貿易を促進すること

規則(EU) No 1025/2012(欧州標準化規則)の第10条1項に基づく要求事項

- ① AI分野における欧州委員会の政策目標を考慮すること
- ② EUのデジタル主権を強化すること
- ③ AIへの投資と技術革新を促進し、EU市場の競争力と成長を促進すること
- ④ EUの価値と利益に合致するAI分野の標準化に関する国際協力を強化すること

政策目標に含まれる事項

- (a) EU内で上市又は使用されるAIシステムが安全であること
- (b) EU基本権条約が定める基本的権利を遵守し、EUの価値を十分に尊重した使用がなされること

標準化要請の内容

標準化要請 第1条

- 欧州標準化委員会(CEN)及び欧州電気標準化委員会(CENELEC)に対し、安全で信頼できるAIを支援するため、別紙Iの表1に記載された新規の欧州規格又は欧州標準化規格類を起草するよう要請する。
- 第1項に基づいて策定される欧州規格又は欧州標準化規格類は、別紙IIが規定する要求事項を満たさなければならない。

標準化要請 第2条1項

- CEN及びCENELECは、別紙Iに記載するすべての規格、担当TB及び要請された標準化活動の実施期限を示す業務計画を作成しなければならない。
- EUの中小企業及び市民社会組織の効果的な参加を確保し、基本的権利の分野に関連する専門知識を収集するために実施される行動を含む。附属文書第1項の作業計画の作成にあたっては、CEN 及び CENELEC は、欧州電気通信標準化機構(ETSI)と協議し、以下の要素に対するETSIの貢献を確保するための方法を検討し合意するものとする。

【作業計画で定める実施事項】

- (a) 別紙Iの表1の8に基づく欧州規格及び欧州標準化規格類の策定
- (b) 別紙Iの表1において列挙されている欧州規格及び欧州標準化規格類のうち、同表の8に言及されているもの以外のものについては、セキュリティ評価及び統合を実施すること
- (c) 別紙IIの第1章に基づくETSIが実施可能な手続及び仕様の策定及び精緻化



標準化要請 第2条2項（ETSIが実施すべき事項について）

- ETSIが実施可能な貢献の方法及びその範囲に関する記述は、第1項において示されている作業計画の下に記載されなければならない。
- CEN、CENELEC及びETSIが、前項が定めるETSIが実施可能な貢献について合意できない場合、作業計画にはその理由を記載しなければならない。
- ETSIが実施可能な貢献は、第1条に基づく要請の実行に対するCEN及びCENELECの責任並びに別紙IIIに規定された欧州規格および欧州標準化規格類に対する要求事項を損なうものであってはならない。

標準化要請 第2条3項（CEN 及び CENELECが実施すべき事項について）

- CEN及びCENELECは、第1条に基づく標準化要請が欧州委員会に採択されてから4 か月後以内に作業計画を欧州委員会に提出しなければならない。CEN 及び CENELEC は、共同作業計画の修正を欧州委員会に通知しなければならない。

標準化要請 第2条4項

- CEN及びCENELECは、欧州委員会に対し、全体的なプロジェクト計画へのアクセスを提供しなければならない。



標準化要請 第3条（標準化の実施期限）

- ①第1条の標準化要請の実施について、第2条の作業計画の実施の進捗状況を6ヶ月ごとに欧州委員会に報告すること
- ②第1条の標準化要請が採択されてから10ヶ月以内に、最初の共同半期報告書を欧州委員会に提出すること
- ③2025年1月31日までに欧州委員会に共同最終報告書を提出すること
(注:その後、2025年4月30日、2025年8月31日に変更)→さらに延長？
- ④別紙 I に定める期限及び要請の実施に関する重大な懸念事項があれば、すみやかに欧州委員会に報告すること
- ⑤第1項乃至第3項に基づく報告書は、EUの中小企業、市民社会組織の適切な関与及び関係者からの情報収集について、その計画及び実施内容に関する証跡を含めなければならない



標準化要請における10項目の要求事項

- ① **AIシステムのリスク管理システム** (Risk management system for AI systems)
- ② **データとデータガバナンス** (Data and data governance)
- ③ **ログ機能による記録管理** (Record keeping through logging capabilities)
- ④ **ユーザへの透明性と情報提供** (Transparency and information to the users)
- ⑤ **人間による監督** (Human oversight)
- ⑥ **AIシステムの正確性** (Accuracy specifications for AI systems)
- ⑦ **AIシステムの堅ろう性** (Robustness specifications for AI systems)
- ⑧ **AIシステムのサイバーセキュリティ仕様** (Cybersecurity specifications for AI systems)
- ⑨ **市販後モニタリング・プロセスを含む、AIシステム・プロバイダーのための品質マネジメントシステム** (Quality management system for providers of AI systems, including post-market monitoring process)
- ⑩ **AIシステムの適合性評価** (Conformity assessment for AI systems)

EUのAI法の標準化要請における主な略称一覧

EN -- European Standard

ENQ -- enquiry (equivalent to DIS or CDV)

SR -- standardisation request

HAS consultant -- harmonised standards consultant

PoC -- presumption of conformity

OJEU -- official journal of the European Union

OJEU -- official journal of the European Union

hEN -- harmonised European standard

FV -- formal vote (equivalent to FDIS)

SRAHG -- standardisation request ad hoc group

NLF -- new legislative framework

prEN -- préparatoire European Norm (draft European Standard)

EC -- European Commission

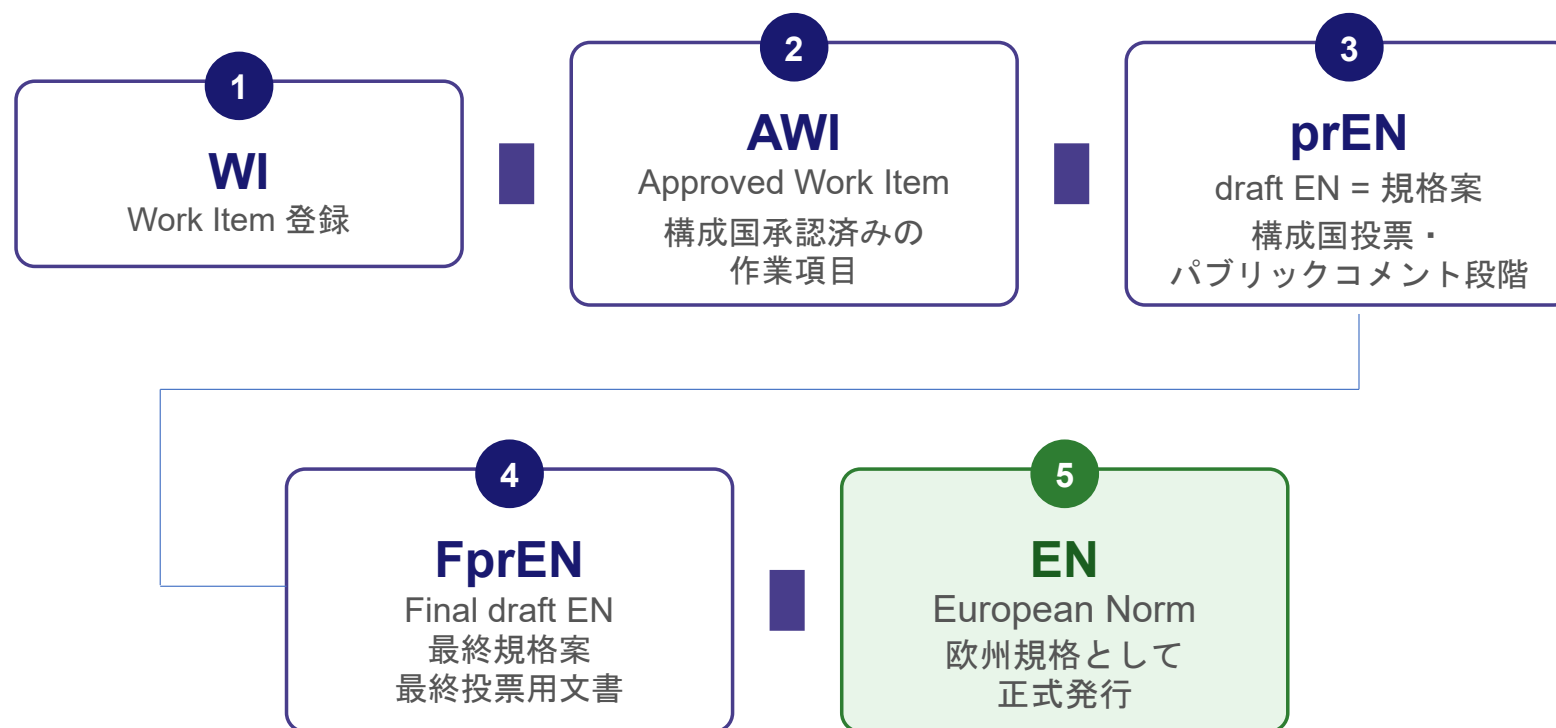
WI -- Work Item (**AWI** -- Approved Work Item)

標準化要請の詳細は以下の資料を参照

European Standardization Organizations, Drafting Harmonized Standards in support of the Artificial Intelligence Act (AIA)

<https://www.cencenelec.eu/media/CEN-CENELEC/AreasOfWork/CEN-CENELEC_Topics/Artificial%20Intelligence/jtc-21-harmonized-standards-webinar_for-website.pdf>

EUの標準化プロセスフロー（略称一覧）



注：AI法は、整合規格として **hEN** (harmonized European Norm) に指定

標準化要請の根拠と検討状況の概況

標準化規則（Regulation (EU) No 1025/2012）

適合性評価の基準となる「整合標準（整合規格）」の策定を欧州の標準化機関に要請

要請の内容：欧州委員会は標準化要請（**Standardisation Request: SR**）で、リスク管理、データ/データガバナンス、記録（ログ）、透明性、人間による監督、正確性（精度）、堅ろう性、サイバーセキュリティ、QMS、適合性評価の各項目に対応する欧州規格（EN）/整合規格（hEN）の開発をCEN/CENELEC（必要に応じETSIと協力）に要請

- 国際標準との関係：CEN/CENELEC--ISO/IEC の並行開発・相互採用（国際規格と欧州規格の二重制定を避ける Vienna/Frankfurt 協定）を活用
- ISO/IEC AWI 23282（NLPの正確性評価）、ISO/IEC CD 24029-3（NNの堅ろう性の統計的方法）等をEN ISO/IECとして取り込みつつ、欧州独自の横断EN（例：prEN 18229 ほか）でAI法要件への橋渡し（Annex ZA/ZZ での整合）を行う。
- 現状：CEN/CENELEC JTC 21 では、prEN 18229（AIトラストワースネス枠組み）、prEN 18228（AIリスク管理）、AI適合性評価フレームワーク、AI QMSなどを起草中。
- ISO/IEC 23282 はAWI段階／24029-3 はCD(Committee Draft)終盤
- 対象範囲が広くスケジュールがタイトなため、分冊化・段階的刊行や先にENを策定 → 後にhEN指定？

標準化要請の根拠及び内容

1) AI法の標準化要請の根拠規定

- 40条（**整合標準**）：OJEU掲載の整合規格（hEN）に適合する場合、同等範囲のAI法要件への適合を推定
- 41条（**共通仕様：CS**）：hENが不存在／間に合わない／不十分等のとき、委員会はCSを採択可能（標準の例外的バックアップ）
- 適合性評価の手続：別紙VI（内部管理）／別紙VII（NB関与）、および関連条項（43条）に基づく

2) 欧州委員会による標準化要請の内容（SR）

実施機関：CEN/CENELEC（必要に応じて ETSI と協力）

対象：1. リスク管理（9条） 2. データ/データガバナンス（10条） 3. 記録（12条） 4. 透明性（13条） 5. 人間による監督（14条） 6. 正確性（精度）（15条） 7. 堅ろう性（15条） 8. サイバーセキュリティ（15条） 9. QMS（17条、別紙VII） 10. 適合性評価（43条、別紙VI/VII）

主な設計原則：基本権・データ保護の確保、国際標準の活用と整合、SMEs配慮、ETSIとの協力（特にセキュリティ/試験）

スケジュール（納期） **草案段階では、2025年1月31日、その後、2025年4月30日、2025年8月31日に変更）（標準化要請の更新で再設定？）**

標準化要請の検討体制

3) ISO/IECとEUの標準化要請：関係・検討内容・進捗

- 関係：CEN - ISO（Vienna）／ CENELEC - IEC（Frankfurt）の枠組みで並行開発・相互採用
- EN ISO/IECとして採用しつつ、Annex ZA/ZZでAI法の規定（例：12～15条、17条、43条）との整合を明示
- 限界と補完：ISO/IECは領域別が中心でAI法の水平要求に対応できるとは限らないのではないか
- 欧州側は横断EN（例：prEN 18229）で複数要件を束ね、必要に応じISO/IEC文書を参照

代表的な国際規格の進捗との関係 (2025年9月20日時点)

- ISO/IEC AWI 23282（正確性：NLPの結果品質評価）AWI（20.00）段階。SRの「正確性」に対応
- ISO/IEC CD 24029-3（堅ろう性：統計的方法）CD（30台後半）。既刊のPart 1/2と併せSRの「堅ろう性」の柱
- ISO/IEC 24970（記録：AIログ）DIS(起草終盤)
- ISO/IEC 12792（透明性・Taxonomy）FDIS(発行段階)

標準化要請の検討状況

4) CEN/CENELEC/ETSIとSR：関係・検討内容・進捗

CEN/CENELEC JTC 21：AI法対応のhEN/EN（＝整合規格/欧州規格）を整備する中核

- prEN 18229（AI Trustworthiness Framework）：記録・透明性・人間監督・正確性・堅ろう性など横断をカバー。分冊化の議論あり。
- prEN 18228（AI Risk Management）：9条の実装を想定。
- AI適合性評価フレームワーク（JT021038）：43条／別紙VI/VIIの実務標準。
- AI QMS（JT021039）：17条／別紙VIIIに対応。
- データ/ガバナンス、サイバー、ロギング（EN ISO/IEC 24970）、透明性（EN ISO/IEC 12792）、正確性（prEN ISO/IEC 23282 ほか）等。

ETSI：SRに基づき、サイバーセキュリティ、試験・検証、縦割領域仕様で連携・補完。

5) 検討状況・進捗における課題

- **スケジュールの逼迫**：対象が多岐で相互依存も強く、2025年内の完了は困難な領域がある模様。hEN指定（OJEU掲載）にはHAS審査等のプロセスも必要。
- 国際標準→欧州法の橋渡し負荷：Annex ZA/ZZでAI法（例：12～15条、17条、43条）との整合を明確化するための作業負担
- 分冊・段階的刊行の可能性：prEN 18229など横断規格は範囲広大で、複数パート化や先にEN→後でhENが現実的か？
- CS（共通仕様）発動の可能性：40条の推定適合を得るhEN（整合規格）が間に合わない／内容不足の領域では、41条に基づくCSで暫定補完され得る（ただし例外的運用）
- 適合性評価の現場負荷：別紙VIの内部管理を選択する場合でも、条文→規格→試験項目のマッピングと文書化が不可欠。
別紙VII（指定組織（NB）関与）の場合はQMSと審査証跡の前倒し整備が必要

AI法の根拠規定（要求）と標準化の関係

AI法の根拠規定（要求/運用）	主に対応する欧州側作業	関連国際標準
リスク管理（9条）	prEN 18228（AI Risk Management）	ISO/IEC 23894
データ/ガバナンス（10条）	JT021037（Datasets & Governance）	SC42 データ品質群
記録（12条）	EN ISO/IEC 24970（AI Logging）	ISO/IEC 24970
透明性（13条）	EN ISO/IEC 12792	ISO/IEC 12792
人間による監督（14条）	prEN 18229（横断で規定）	SC42関連
正確性（15条）	prEN ISO/IEC 23282（NLP） JT021025（CV）	ISO/IEC AWI 23282
堅ろう性（15条）	prEN 18229（横断）	ISO/IEC 24029-3 ほか
セキュリティ（15条）	JT021029（AI Cybersecurity）	ETSI/IEC 系
QMS（17条・別紙VII）	JT021039（AI QMS）	ISO 9001 等
適合性評価（43条・別紙VI/VII）	JT021038（CA Framework）	ISO/IEC 170xx 群

一般目的AI行動規範

General-Purpose AI (GPAI) Code of Practice

General-Purpose AI（一般目的AI）の定義と行動規範の概要

GPAIの定義と法的位置づけ

定義：多様なタスクに適用可能で一般的な目的において利用されるAIモデル

（**General Purpose AIの G はGDPR（一般データ保護規則）の G と同義**）（くれぐれも汎用AIではない）
法的位置づけ：EUのAI法において特別な規制枠組みの対象。主にAI法第53条・第55条において、GPAI向けの義務が規定され、任意で実務的に運用可能な形で実装するための行動規範として具体化。

Code of Practiceの基本構成

基本的性格：EU AI法のGPAI向け義務（第53条・第55条）を実務的に運用可能な形で実装するための
任意の行動規範

公表時期：2025年7月10日に最終版が公表

構成：透明性／著作権／安全・セキュリティの3章構成

法的確認：署名した提供者は、本行動規範の遵守をもってAI法への適合性を示す一つの方法とでき、AI総局とEAIB（AI委員会）は「適切な自発的ツール」と確認（2025年8月1日）

適用タイムライン

- 2025年8月2日：GPAI向けのAI法の義務規定が適用開始（行動規範の遵守は任意）
- 2026年8月2日：新モデルへの本格執行開始
- 2027年8月2日：既存モデルへの執行
- 移行期：自主的な遵守が前提（Q&Aで不明点を随時明示）

目的・法的位置づけと全体構造

目的（AI法第1条の趣旨に整合）

- EU域内市場の機能向上
- 人間中心で信頼できるAIの普及促進
- 健康・安全・基本権・民主主義等の保護
- イノベーションとの両立

法的性格

位置づけ：**任意のソフトロー**。AI総局／EAIB（AI委員会）による適切性確認により、行動規範の遵守がAI法の履行立証の簡素化。新たな義務を創設しない（Q&Aで明記）。

対象条文：第53条（透明性・著作権）と第55条（システミックリスク）を具体化

3章(Chapter)構成と補完文書

- **Chapter 1: Transparency**（全GPAI） - モデル文書化、情報提供、品質管理
- **Chapter 2: Copyright**（全GPAI） - 著作権コンプライアンス、権利留保、苦情対応
- **Chapter 3: Safety & Security**（SR該当のみ） - リスク管理、セキュリティ対策

補完文書：GPAIガイドライン、学習データ公表概要テンプレート、Q&A
適切性に関する委員会意見

Chapter 1: Transparency（透明性） - 全GPAI提供者対象

要求事項（第53条(1)(a)(b)と別紙XI/XIIの実施）

- ・モデル文書化：Model Documentation Formの活用可、10年間保存義務、受領先別の開示粒度設定
- ・下流提供者／AI総局への情報提供：必要に応じ要請ベース、連絡先公開
・機密保護義務前提の機微情報提供
- ・情報の品質・完全性・セキュリティ確保：改ざん防止措置、完全性管理システム

実務的意義とOSS（Open Source Software）モデルの特例

実務的意義：下流提供者が統合・適合性確認に必要な情報（能力・制約・評価・統合条件等）を様式で受領。
AI総局/NCAIには要請があった場合に限定して機微情報を提供。

OSSモデルの特例（53条(2)）：特定条件下での情報開示要件の緩和措置あり

Chapter 2: Copyright（著作権） - 全GPAI提供者対象

基本要件とスクレイピング時の要件（第53条(1)(c)）

基本：著作権コンプライアンスポリシーの策定・更新・実装

- その他の機械可読な権利留保（DSM指令4(3)）の尊重
- 技術的保護手段の回避禁止（有料含む）
- EU/EEAの「常習的侵害サイト」の除外（ダイナミックリスト参照）
- robots.txt（IETF RFC 9309）の尊重

その他の要件

- 侵害的アウトプットの低減：ガードレール等の実装、侵害再現抑止システム
- 権利者の苦情受付・窓口設置：C/Oへの連絡手段明確化、苦情処理フロー整備

権利留保（opt-out）の検知・順守をプロトコルやメタデータで運用し、侵害再現を抑止するガードレールと苦情処理フローを整備

Chapter 3: 安全性及びセキュリティ - システミックリスクモデル対象

対象と10のコミットメント

対象：システミックリスクのある少数の最先端モデルのみ（**10²⁵ FLOPs基準**）

EUのAI法51条が定めるのは **FLOPs**（総計算量）

スパコン性能ランキングでよく出てくるのは **FLOPS**（処理速度）。

FLOPS (floating point operations per second) のSではない。1秒間あたりの浮動小数点演算数（つまり速度）にあらず。

AI法がFLOPs（総計算量）を閾値にしている理由は、ハードウェアに依存しない普遍的基準を策定し、大規模 AI の「社会的リスク」を早期に捕捉し、域外の開発者にも規制を及ぼす効果を狙っているため

10 の コ ミ ッ ト メ ン ト

- 安全・セキュリティ・フレームワーク：策定・実装
- セキュリティ対策：無断公開・窃取・不正アクセスの防止
- 更新・AI総局への通知
- モデルレポート：事前提出・更新・通知
- システミックリスクの識別：シナリオ化を含む包括的識別
- 責任配分とリソースの確保：明確な責任体制とリソース配分
- リスク分析：評価・推定・PMM等の実施
- 重大インシデントの対応：把握・記録・「不当な遅延なく」報告
- 受容判定：続行／停止の意思決定プロセス
- 追加文書化／要約公開：必要に応じた追加対応
- 安全対策の実装：ライフサイクル全体での対策

補完文書：ガイドライン・テンプレート・Q&A

GPAIガイドライン（Commission Guidelines, 2025/7/18）

内容：GPAI、提供者、システミックリスクへの該当性を明確化。実務向けの範囲画定のための指針

具体的基準：GPAIの目安（ 10^{23} FLOPs かつ言語生成能力等）、システミックリスク推定（ 10^{25} FLOPs）

学習データ公表サマリのテンプレート（2025/7/24）

内容：Explanatory Notice＋テンプレートDOC。第53条(1)(d)の「十分に詳細なサマリ」の最低限基準

目的：学習データの透明性確保、権利者等への情報提供

Q&A文書と適切性確認

行動規範Q&A：任意性、新義務を課さない点、善意の移行期間などを明確化

GPAIのQ&A：しきい値・定義・執行時期などの解釈を補足

適切性確認：2025年8月1日に委員会意見とEAIB（AI委員会）評価で適切と確認
行動規範準拠がAI法準拠の立証手段として予見可能に

署名状況・業界の反応

署名企業（例）

- **Google** - 全章署名、賛同表明
- **Microsoft** - 全章署名
- **OpenAI** - 全章署名
- **Anthropic** - 全章署名
- **Amazon** - 全章署名
- **IBM, ServiceNow, Mistral** - 全章署名
- **xAI** - Safety & Security章のみ署名

未署名の事例

Meta：署名見送り（任意性や解釈への懸念）

制度面のメリットと業界評価

メリット：

- 立証の簡素化
- 法的確実性の向上
- 予見可能性の確保

負担・課題：

- 運用コスト
- 権利留保検知システム構築
- 文書化要求の負担

A I 規正論2.0

4. AI分野の国際標準

1 「A I 規正論 1.0」とは

2 AI制度標準化に関する日本国内における状況

3 AI制度標準化に関するEUの検討状況（進捗状況）

4 AI分野の国際標準

5 JIS Q 42001:2025 情報技術 - 人工知能 - マネジメントシステム

6 「統合認証」の実現に向けて

ISO/IEC JTC 1/SC 42 – Artificial Intelligenceの体制

WG名	WGのタイトル	コンビナー（議長）の国名
WG1	Foundational standards（基盤標準）	Canada
WG2	Data（データ）	USA (PL Japan)
WG3	Trustworthiness（信頼性）	Ireland (PL Japan)
WG4	Use cases and applications（ユースケース及びアプリケーション）	Japan
WG5	Computational approaches and characteristics of AI systems (AIシステムの計算的アプローチと特性)	China

JWG名	JWGのタイトル / 協力組織	SC42側コンビナーの国名
JWG2	Testing of AI-based systems (with JTC 1/SC 7) AIベースシステムのテスト	UK
JWG3	AI-enabled Health Informatics (with ISO/TC 215) AI対応ヘルスインフォマティクス	Japan
JWG4	Functional safety and AI systems (with IEC TC 65/SC 65A) 機能安全とAIシステム	Italy
JWG5	Natural language processing (with ISO/TC 37) 自然言語処理	UK / France
JWG6	Conformity assessment schemes for AI systems (with ISO/CASCO) AIシステムの適合性評価スキーム	Australia/Switzerland
JWG7	Artificial intelligence (with ISO/TC 68) 人工知能（金融サービス）	USA/ Ireland

ISO/IEC JTC 1/SC 42 国際標準一覧

2025年9月20日時点の制定及び開発中規格一覧

1. 基盤・用語（発行済み）

規格番号	発行年	タイトル
ISO/IEC 22989	2022	AIの概念と用語
ISO/IEC 23053	2022	機械学習を用いるAI枠組み
ISO/IEC TR 17903	2024	MLコンピューティング装置概観

（開発中）

規格番号	タイトル
ISO/IEC AWI 22989-2	用語 Part 2 医療
ISO/IEC 22989/Amd 1	生成AI追加
ISO/IEC 23053/Amd 1	生成AI追加
ISO/IEC 12792	透明性・タクソノミー
ISO/IEC AWI TS 25566	ドメインエンジニアリングの用語・概念
ISO/IEC AWI 25623	MLモデル記述枠組み

2. データ品質・ライフサイクル

(発行済み)

規格番号	発行年	タイトル
ISO/IEC 5259-1 ～5	2024-25	データ品質シリーズ
ISO/IEC 8183	2023	データライフサイクル 枠組み

(未発行)

規格番号	タイトル
ISO/IEC TR 5259-6	データ品質可視化フレーム ワーク
ISO/IEC AWI TR 25523	データプロファイル概観
ISO/IEC AWI 25590	生成AI出力データ品質
ISO/IEC AWI TS 25569	MLデータ匿名化指針

3. AIシステムのライフサイクル・プロセス

状態	規格番号	発行年	タイトル
発行	ISO/IEC 5338	2023	AIシステムライフサイクルプロセス
発行	ISO/IEC 5339	2024	AI応用の指針
発行	ISO/IEC 5392	2024	知識工学参照アーキテクチャ
開発中	ISO/IEC AWI 25704	-	AIライフサイクルプロセスの評価モデル

4. リスク管理・安全・ガバナンス

(発行済み)

規格番号	発行年	タイトル
ISO/IEC 23894	2023	リスク管理指針
ISO/IEC TR 5469	2024	機能安全とAI
ISO/IEC 38507	2022	組織におけるAIガバナンス
ISO/IEC 42001	2023	AIマネジメントシステム
ISO/IEC 42005	2025	AIシステム影響評価
ISO/IEC 42006	2025	AIMS認証機関要件

(開発中)

規格番号	タイトル
ISO/IEC AWI 42003	42001の実装指針
ISO/IEC AWI 42007	AI適合性評価スキーム 枠組み
ISO/IEC AWI TS 25568	生成AIリスク対応指針

5. 公平性・倫理・社会的側面

(発行済み)

規格番号	発行年	タイトル
ISO/IEC TR 24027	2021	バイアス
ISO/IEC TS 12791	2024	分類・ 回帰におけるバイアス処理
ISO/IEC TR 24368	2022	倫理的・社会的懸念
ISO/IEC TR 21221	2025	有益なAIシステム
ISO/IEC TR 20226	2025	AIの環境持続可能性

(開発中)

規格番号	タイトル
ISO/IEC AWI 42003	42001の実装指針
ISO/IEC AWI 42007	AI適合性評価スキーム枠組み
ISO/IEC AWI TS 25568	生成AIリスク対応指針
ISO/IEC AWI TS 25571	倫理的課題文書化テンプレート
ISO/IEC CD 25029	AIナッジ

6. 堅牢性・信頼性

(発行済み)

規格番号	発行年	タイトル
ISO/IEC TR 24028	2020	信頼性概観
ISO/IEC TR 24029-1	2021	堅牢性評価 概観
ISO/IEC 24029-2	2023	堅牢性評価 形式手法

(開発中)

規格番号	タイトル
ISO/IEC CD 24029-3	堅牢性評価 統計的方法
ISO/IEC AWITS 25570	信頼性評価
ISO/IEC AWITS 25223	不確実性定量化

7. 品質評価

状態	規格番号	発行年	タイトル
発行	ISO/IEC TS 25058	2024	AI品質評価の指針
発行	ISO/IEC 25059	2023	AI品質モデル
開発中	ISO/IEC AWI 25058	-	品質評価の測定と指針
開発中	ISO/IEC CD 25059	-	品質モデル 改訂版

8. 説明可能性・性能測定・軽量化

(発行済み)

規格番号	発行年	タイトル
ISO/IEC TS 4213	2022	分類性能評価
ISO/IEC TS 6254	2025	説明可能性・解釈性の目標とアプローチ
ISO/IEC TS 8200	2024	AI制御可能性

(開発中)

規格番号	タイトル
ISO/IEC CD 4213	分類・回帰・クラスタリング性能測定の拡張
ISO/IEC AWI TS 25258	ハイブリッドAI推論枠組み
ISO/IEC AWI TS 42111	軽量AIシステム
ISO/IEC CD TS 42112	ML学習効率化
ISO/IEC AWI TR 42103	合成データ概観

9. テスト・監査・インシデント管理

(発行済み)

(開発中)

該当なし

規格番号	タイトル
ISO/IEC TS 42119-2 / -3 / -7 / -8	AIテストシリーズ
ISO/IEC AWI 25870	インシデント報告フレームワーク
ISO/IEC DIS 24970	AIシステムログ

10. 機能安全

状態	規格番号	発行年	タイトル
発行	ISO/IEC TR 5469 2024	2024	機能安全とA
開発中	ISO/IEC AWI TS 22440-1 / -2 / -3	-	機能安全 要件・指針・適用例

11. 人間による監視・ヒューマンマシンチーミング

(発行済み)

(開発中)

該当なし

規格番号	タイトル
ISO/IEC AWI 25589	人間と機械のチーミング枠組み
ISO/IEC AWI TR 42109	ヒューマン・マシンチーミングのユースケース
ISO/IEC CD 42105	AIシステムの人間による監督

12. 応用分野・ユースケース(発行済み)

状態	規格番号	発行年	タイトル
発行	ISO/IEC TR 24372	2021	AI計算的アプローチ概観
発行	ISO/IEC TR 24030	2024	AIユースケース

12. 応用分野・ユースケース(開発中)

規格番号	タイトル
ISO/IEC AWI TR 24030	ユースケース改訂版
ISO/IEC CD 42102	AIシステム能力特性付け枠組み
ISO/IEC CD TR 42106	品質特性ベンチマーキング
ISO/IEC CD TR 18988	医療におけるAI応用
ISO/IEC AWI TR 23281	NLP関連タスク概観
ISO/IEC AWI 23282	NLP精度評価

13. ビッグデータ関連（発行済み）

規格番号	発行年	タイトル
ISO/IEC 20546	2019	ビッグデータ用語
ISO/IEC TR 20547-1	2020	参照アーキテクチャ枠組み
ISO/IEC TR 20547-2	2018	参照アーキテクチャユースケース
ISO/IEC 20547-3	2020	参照アーキテクチャ本体
ISO/IEC TR 20547-5	2018	参照アーキテクチャ標準化ロードマップ
ISO/IEC 24668	2022	ビッグデータ分析プロセスマネジメント

A I 規正論2.0

5. JIS Q 42001:2025 情報技術 - 人工知能 - マネジメントシステム

1 「A I 規正論 1.0」とは

2 AI制度標準化に関する日本国内における状況

3 AI制度標準化に関するEUの検討状況（進捗状況）

4 AI分野の国際標準

5 JIS Q 42001:2025 情報技術 - 人工知能 - マネジメントシステム

6 「統合認証」の実現に向けて

1. 規格の背景と策定経緯

1.1 AIマネジメントシステム規格制定の背景

人工知能（AI）技術は、21世紀に入って急速に発展し、今や情報技術を活用するあらゆる分野での応用が進んでいる。

機械学習、深層学習、自然言語処理などの技術革新により、AIシステムは製造業、金融、医療、輸送、エネルギーなど、社会経済活動の中核を担う領域で実装されるようになっている。

この技術革新は、経済を活性化する主要な要素として期待される一方で、AI統治のための具体的な仕組みが必要であるため。

1.2 ISO/IEC 42001の国際標準化

国際標準化機構（ISO）と国際電気標準会議（IEC）の合同技術委員会は、AIシステムの責任ある開発、提供、使用を支援するための国際規格の策定に着手

2017年にISO/IEC JTC 1において設立されたSC 42（人工知能）を中心に検討を実施

2022年にDIS（国際規格案）、2023年にFDIS（最終国際規格案）がそれぞれ投票に付され、2023年10月にISO/IEC 42001:2023として正式発行

2023年12月にISO/IEC 42001:2023「Information technology - Artificial intelligence - Management system」が第1版として発行された

世界初のAIマネジメントシステムに関する国際規格であり、組織がAIシステムを責任をもって管理するための包括的な枠組みを提供するもの

国際規格策定の初期段階から、JIS Q 42001の原案作成委員会の構成員が専門家として規格策定に参画しており、当該規格をはじめAI関連の国際規格の策定は我が国の専門家の尽力による貢献が大きい

1.3 JIS Q 42001の制定

産業標準化法第14条第1項の規定に基づく規格

認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、ISO/IEC 42001:2023を基にした日本産業規格の制定が申し出され、経済産業大臣により制定されたもの

規格番号の「Q」は、管理システム・マネジメント分野を示す

制定過程

- ・ 情報処理学会の標準化組織である「情報規格調査会」に「JIS Q 42001原案作成委員会（委員長：高村博紀）」を設置
- ・ 認定産業標準作成機関（JSA）の「情報分野審議専門作成委員会」における審議
- ・ JIS（経済産業大臣／国際電気標準課）としての公示・発行（**2025年8月20日**）

JISは通常、日本産業標準調査会（JISC）の審議・議決を経て主務大臣が制定

本規格は、認定産業標準作成機関（JSAなど）が策定するJIS案として、JISCの審議を経ずに主務大臣が迅速に制定できる制度によって制定

2. AIシステムを活用する製品又はサービスの例

2.1 対象分野

JIS Q 42001は、AIシステムを活用する製品又はサービスを開発、提供、又は使用するあらゆる組織に適用可能

健康・医療：診断支援システム、創薬、個別化医療、医療画像解析

金融：与信審査、不正検知、アルゴリズム取引、ロボアドバイザー

輸送：自動運転、交通最適化、物流管理、需要予測

製造業：品質管理、予知保全、生産最適化、サプライチェーン管理

エネルギー：需給予測、スマートグリッド、再生可能エネルギー管理

セキュリティ：サイバーセキュリティ、監視システム、脅威検知

教育：個別化学習、学習支援システム、評価システム

雇用：採用支援、人材マッチング、パフォーマンス評価

2.2 対象となるAI技術の例

機械学習（ML）技術

- ・教師あり学習（分類、回帰）
- ・教師なし学習（クラスタリング、次元削減）
- ・半教師あり学習
- ・強化学習
- ・深層学習（ニューラルネットワーク）

自然言語処理（NLP）

- ・テキスト分析、感情分析
- ・機械翻訳
- ・音声認識・合成
- ・大規模言語モデル（LLM）

コンピュータビジョン

- ・画像認識・分類
- ・物体検出・追跡
- ・顔認識
- ・医療画像診断

知識表現と推論

- ・エキスパートシステム
- ・知識グラフ
- ・意思決定支援システム

3. マネジメントシステム規格の構造

JIS Q 42001は、マネジメントシステム規格（MSS）間の整合性を高めるために開発されたharmonized structureを適用

共通の箇条番号と箇条タイトル：すべてのMSSで統一された構成（箇条1から箇条10まで）

共通のテキスト：基本的な要求事項の表現を統一

共通用語及び中核となる定義：組織、トップマネジメント、リスクなどの基本概念を統一

この共通アプローチによって、組織は既存のマネジメントシステムとAIマネジメントシステムを統合的に運用することが容易となり、品質、安全性、セキュリティ、個人情報保護などに関連する他のマネジメントシステム規格の実施との一貫性が確保されている

5. 規格が提供する機能

要求事項：この規格は、組織の状況の下でAI（人工知能）マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、継続的に改善するための要求事項について規定している。これらの要求事項は、箇条4から箇条10に規定されており、組織が満たすべき必須事項

手引（ガイダンス）（要求事項に加えて、実施のための手引を提供）

附属書A（規定）：管理目的及び管理策の参考

附属書B（規定）：AI管理策実施の手引

附属書C（参考）：AI関連の潜在的な組織の目的及びリスク源

附属書D（参考）：複数の領域又は分野にわたるAIマネジメントシステムの使用

規格本文の解説

JIS Q 42001規格全体の構成概要

規格本文（箇条1～10）

- └ 要求事項の規定
- └ AIマネジメントシステムの確立・実施・維持・改善

附属書A（規定）

- └ 管理目的及び管理策の参考カタログ

附属書B（規定）

- └ 附属書Aの管理策の実施ガイダンス

附属書C（参考）

- └ リスク管理のための目的とリスク源の例示

附属書D（参考）

- └ 他のマネジメントシステムとの統合指針

ISO/IEC
42001:2023
(JIS Q 42001:2025)

情報技術—人工知能—
マネジメントシステム

要求事項の解説

Artificial Intelligence Management System

高村 博紀 編著

日本規格協会

ISO/IEC 42001

規格番号

JIS Q 42005

産業標準の名称(和文)

情報技術・人工知能・AIシステム インパクトアセスメント

産業標準の名称(英文)

Information technology — Artificial intelligence — AI system impact assessment

産業標準化法上の適用条文

第2条第14号 AIマネジメントシステムの事業者の経営管理の方法

市場適合性

ISO/IEC 42005, Information technology - AI system impact assessment

規格番号	JIS Q 42006
産業標準の名称(和文)	情報技術・人工知能・AIマネジメントシステムの審査及び認証を提供する機関に対する要求事項
産業標準の名称(英文)	Information technology — Artificial intelligence – Requirements for bodies providing audit and certification of artificial intelligence management systems
産業標準化法上の適用条文	第2条第14号 AIマネジメントシステムの事業者の経営管理の方法
市場適合性	ISO/IEC 42006, Information technology - Requirements for bodies providing audit and certification of artificial intelligence management systems

他の規格や認証制度との相互運用性

JIS Q 17021-1及びJIS Q 42001との関係

JIS Q 17021-1を基礎とし、AI特有の追加要求事項を規定

- ・ 認証機関は両規格の要求事項を満たす必要あり

JIS Q 42001に基づくマネジメントシステムを審査・認証するための枠組み提供

- ・ 審査員・認証機関はJIS Q 42001の理解が必要

認定制度との関係

マネジメントシステム認証機関の認定は各国認定機関が実施

- ・ 日本: **一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター (ISMS-AC)**

本規格はAIマネジメントシステム認証機関の認定にも活用

- ・ 認定機関は認証機関の本規格要求事項適合性を評価

認定された認証機関による審査・認証の利点:

- ・ 市場での信頼性向上
- ・ 組織のAIマネジメントシステムの質向上に寄与

一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター (ISMS-AC) が、審査及び認証を行う機関の認定を開始

<<https://isms.jp/topics/news/20250708.html>>

The screenshot displays the official website of the Information Management System Accreditation Center (ISMS-AC). The header includes the organization's name in Japanese and English, along with navigation links for 'About us', 'Schemes', 'Accredited bodies', and 'Certified org.'. A search bar and language selector (English) are also present. The main content area features a prominent blue banner with the title 'AI Management System Certification Targeted for Accreditation Start Notice'. Below this, the date '2025年7月8日' (July 8, 2025) and the organization's name are displayed. The text explains that on July 7, 2025, international standards ISO/IEC 42001^{*1} and ISO/IEC 42006^{*2} were issued, marking the start of accreditation for AI management systems. It mentions that the center will begin audits and certifications in accordance with these standards. A reference link to a previous announcement is provided. The right sidebar contains links to 'Standards & Guides', 'FAQ & Link Collection', and other resources.

情報マネジメントシステム認定センター
ISMS Accreditation Center

ISMS-ACについて
About us

認定スキーム
Schemes

認証機関一覧
Accredited bodies

登録組織検索
Certified org.

ENGLISH

お問い合わせ

サイト内検索

検索

TOP > [トピックス](#) > [ニューストピックス](#) > AIマネジメントシステムの認証を対象とした認定の開始のお知らせ

AIマネジメントシステムの認証を対象とした認定の開始のお知らせ

2025年7月8日
一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター (ISMS-AC)

2025年7月7日、AIマネジメントシステムを対象とした国際規格である ISO/IEC 42001^{*1}の審査及び認証を行う機関に対する要求事項 ISO/IEC 42006^{*2} (認証機関の認定基準) が発行されました。

これに伴い、当センターは、ISO/IEC 42001の審査及び認証を行う機関の認定を開始しましたので、お知らせします。

認定の申請手続等については、当センターに直接お問い合わせください。

参考：2025年1月31日付けのトピックス「[AIマネジメントシステムの認証を対象とした認定の開始について](#)」

^{*1} ISO/IEC 42001:2023
Information technology — Artificial intelligence — Management system
情報技術 — 人工知能 — マネジメントシステム

^{*2} ISO/IEC 42006:2025
Information technology — Artificial intelligence — Requirements for bodies providing audit and certification of artificial intelligence management systems

基準・ガイド
認証機関に対する文書類
認証基準・ガイド等
引用・転載の許可申請

FAQ・リンク集
FAQ (よくある質問)
リンク集

A I 規正論2.0

6. 「統合認証」の実現に向けて

1 「A I 規正論 1.0」とは

2 AI制度標準化に関する日本国内における状況

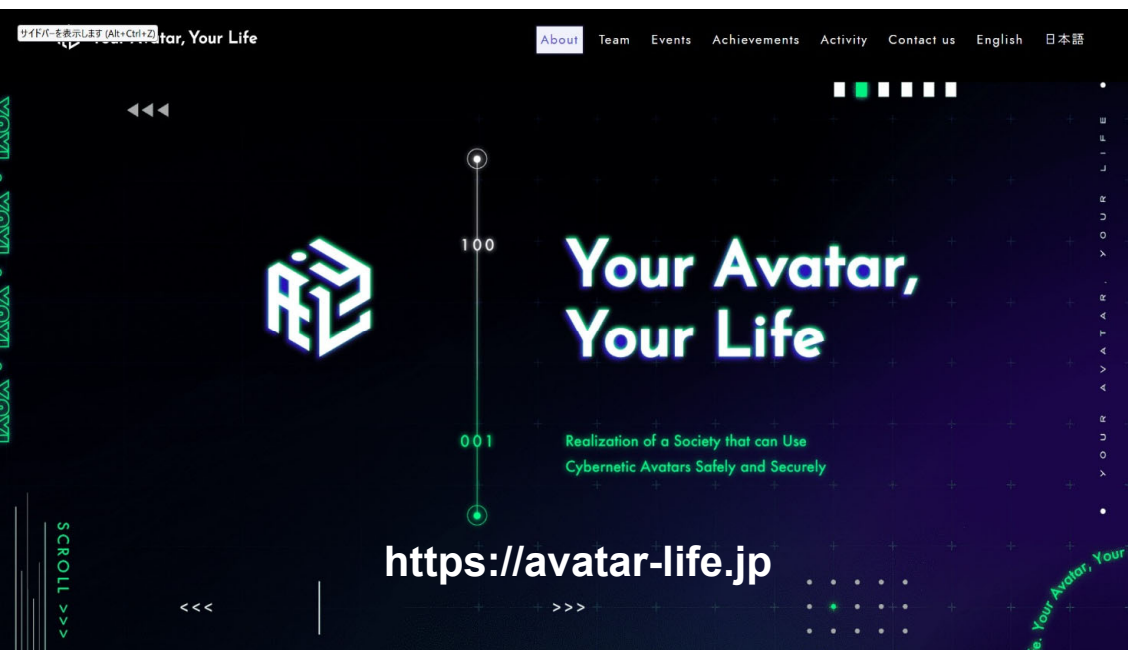
3 AI制度標準化に関するEUの検討状況（進捗状況）

4 AI分野の国際標準

5 JIS Q 42001:2025 情報技術 - 人工知能 - マネジメントシステム

6 「統合認証」の実現に向けて

サイバネティック・アバター(CA)認証基盤の構築を通じた
「製品・マネジメントシステム統合認証」実現への道筋



サイバネティック・アバターとは

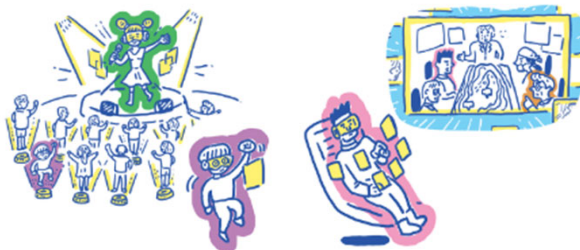


身代わりロボットでどこへでも行ける

遠隔操作で、自分の体と同じように感覚を共有できる「身代わりロボット」のおかげで、人間の活動範囲の制限がなくなる。仕事の場所は宇宙から人体の中まで多様化し、旅行は現地のアバターをレンタルして自宅にいながら楽しむものになるかもしれない。1人で10台以上のロボットを指揮者のように操作して、大規模なタスクを短時間でこなすこともできるようになる。

サイバー・フィジカル空間の映像アバターでリアルな体験

サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合し、多くの人は両方の空間を行き来しながら生活できるようになるだろう。コンサートやスポーツ観戦は、臨場感が味わえる3D映像アバターで参加するスタイルが一般的に。人と人との不要な接触を減らしつつ、長距離移動の負担や時間に縛られることもなく、豊かな体験を得ることが可能となる。



身体・認知・知覚能力を拡張して充実した人生を

身体、脳の機能を拡張するサイボーグ（義体）技術が普及し、誰もが平等に仕事や趣味で活躍できるようになる。加齢や病気のために衰えてしまった能力を補って社会参加する人が増えるだけでなく、サイバー空間に保存されているアーティストの感覚を脳にインストールして、アートの才能を拓くような新しい学習方法も登場。脳や身体からの制約から解放されて、目的や夢を無理なくかなえる手段が充実した社会が実現する。



2050年のサイバネティック・アバター生活

シーン1 災害救助

複数の人が操作する千台以上の身代わりロボットが、災害現場など大規模で複雑なミッションをこなす。遠隔地のプロフェッショナルが、自分の身の安全は守りながらいち早く救助を行う。

アイドルにもなりたし、災害救助の現場でも働きたい！サイバネティック・アバターのおかげで二足のわらじも当たり前！



フィジカル空間で作業しながら、サイバー空間では国際的な専門家を交えての対面会議にも参加できるから、速やかな救助活動ができる！

複数の身代わりロボットを同時に操作して、多くの負傷者を一度に診ることができる！

シーン2 みんなで楽しむスポーツ

サイバネティック・アバターがあれば、年齢や住んでいる場所に関係なく一緒にスポーツを楽しめる。

今日は海外のプロ選手がお遊びで参加してくれた！足が不自由な僕もサイバネティック・アバターを使えばプロの動きについていける！



シーン3 欲張りな休日

早朝は身代わりロボットで登山をしてご来光を仰ぎ、午前中はサイバー空間で有名ピアニストによるレッスン、午後はお気に入りのアイドルのライブに参加！

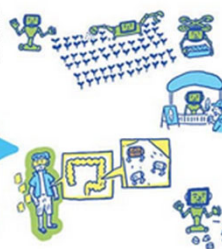


全部、ビーチでのんびりしながらできるから、心も体もリフレッシュ！

シーン4 アバターで守る健康長寿

体内に取り込んだナノアバターで病気の予防や治療を行うことが可能に。健康寿命が伸び、高齢者も生き生きと活躍できる社会になる。

身代わりロボットのおかげで農作業がどこにいてもできるようになり、去年始めた野菜のジェラート屋も軌道に乗ってきた。遠方に住む孫とも会いたい時に会えるし、毎日が充実している！



シーン5 クリエイティビティを最大に

大規模な作品も、身代わりロボットを使えば芸術家自身の手で作り上げることが可能だ。サイバネティック・アバターを複数のユーザーが同時に操作することもできる。



今回の作品は、建築家とのコラボレーション。師匠の感覚を脳にインストールして、自分のアイデアと融合させることで新しい表現に挑戦だ！

研究開発体制

PM 新保 史生

代表機関：慶應義塾大学

E³LSI課題・政策展開の研究

新保 史生	E ³ LSI研究基盤の構築 CA適合性評価制度の構築・運用
曾我部真裕	CA研究開発・利用に係る E ³ LSI 課題の総合的研究
小塚 荘一郎	サイバネティック・アバター法の 醸成に関する研究
君嶋 祐子	CAの知的財産保護及び 社会的・政策的展開
和田 龍磨	CA労働と経済活動
山口 真一	CA計量経済学
齊藤 邦史	CA研究開発課題の連携

CA安全・安心確保基盤の構築

八木 康史	CA認証技術研究及び実証実験支援
西垣 正勝	CA安全・安心基盤構築設計
大木 哲史	CA安全・安心確保基盤に対する 敵対的攻撃対策技術開発
山口 利恵	CAログベース 遠隔操作者認証・CA認証技術開発

ムーンショット研究開発プロジェクト「目標1：アバターを安全かつ信頼して利用できる社会の実現」

2022年

2030年

2050年

CA安全・安心確保基盤

CA適合性評価制度

利用者認証

継続認証

CA認証

継続認証

CA公証

CA安全・安心確保基盤
認証マーク

本人

利用者認証

- ①記憶
識別符合（ID・パスワード等）
- ②有体物
鍵、カード、デバイス、無線指紋
- ③バイオメトリクス

- ・ マルチモーダル・バイオメトリクス
個人認証技術
- ・ クロス・マルチモーダル・バイオメトリクス
- ・ ライフスタイル・バイオメトリクス

公認CA

CA認証

アバター（人工物）バイオメトリクス（AB）

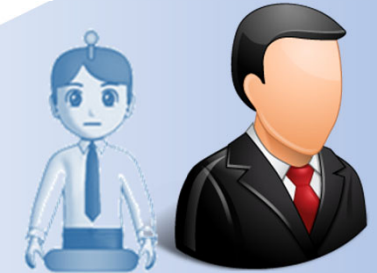
- ・ 認証デバイス利用型AB
- ・ 人の知覚認識型AB
- ・ ライフスタイル認証技術

CA公証

- ・ 無体物・有体物公証技術
- ・ リバースCAの防止技術
- ・ 敵対的攻撃対策技術開発

プライバシー保護を考慮した非識別化CA合成

本人を認証する正規CA



- ・ CA安全・安心確保基盤構築の制度的課題
- ・ CA適合性評価制度
マネジメントシステム規格
CA認証マーク

E³LSI

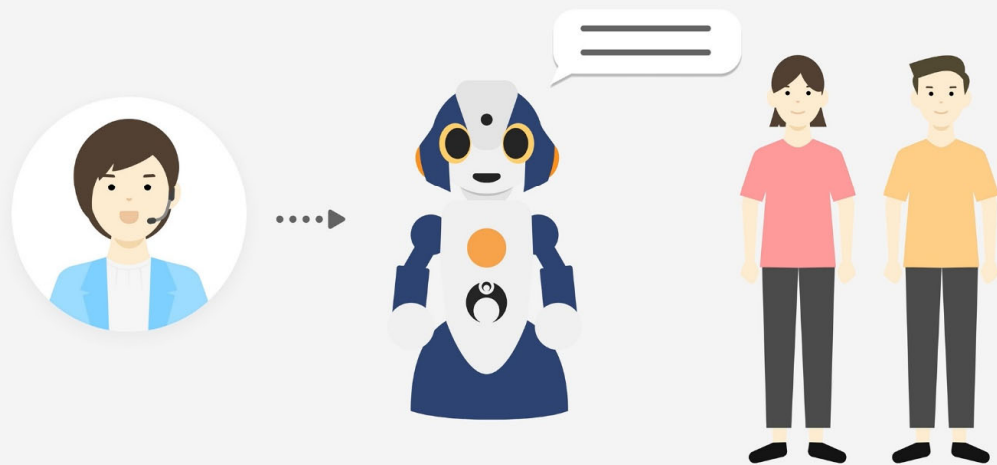
読み方（イー・キューブ・エルシ：E-Cube LSI）

倫理的・経済的・環境的・法的・社会的課題

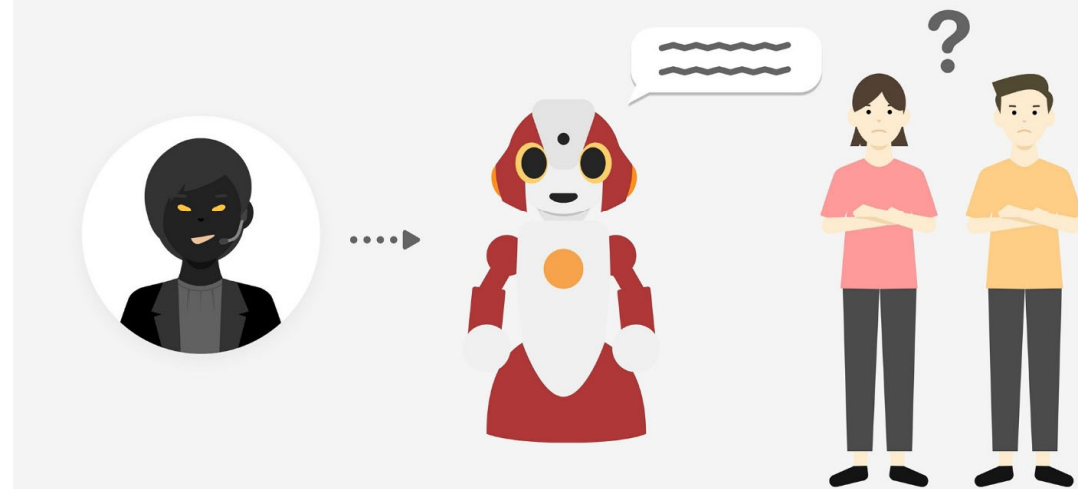
Ethical, Economic, Environmental, Legal, and Social Issues

- ・ E³LSI課題研究会
- ・ 新次元領域法学（AI・ロボット・アバター法）
- ・ CA研究開発の政策展開
（政策提言・知的財産保護・国際戦略及び標準化）
- ・ CPS（サイバー・フィジカル・サステナビリティ）研究会
- ・ アバター法政策研究会
- ・ デジタル資産取引法研究会
- ・ 経済的課題に関する研究会
- ・ デジタル・アイデンティティ研究会

1



2



3



4



サイバネティックアバター
物理版認証マーク

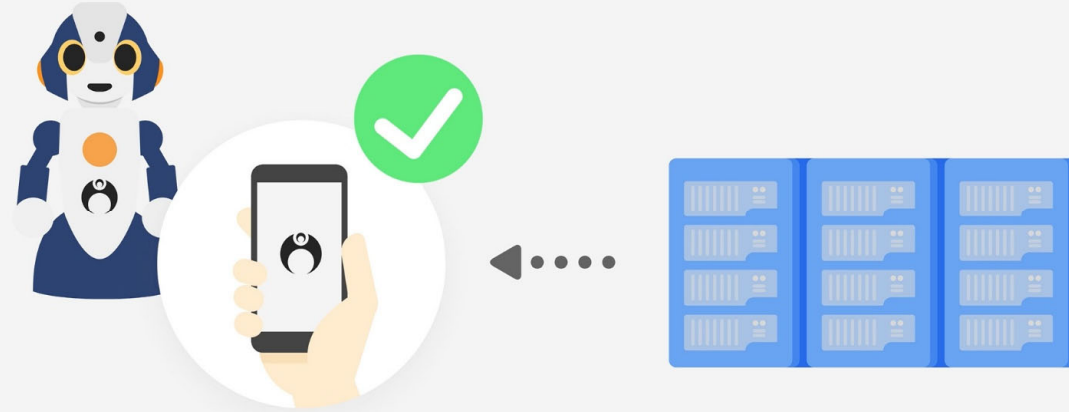


カメラを認証マークに向けてください。
認証マークの検証が開始されます。

1



2



サイバネティックアバター
物理版認証マーク



認証マークから情報の取得に成功しました。

認証番号	CA02400005500
製品名	Sota
製品添付画像1	
製品添付画像2	
製品添付画像3	

3



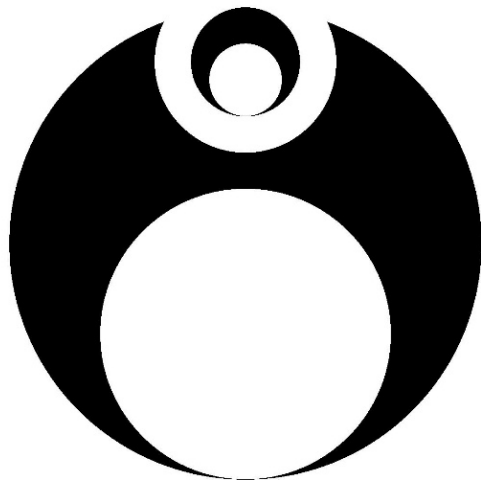
認証マークから情報の取得に成功しました。

認証番号	CA02400005500
製品名	Sota
製品添付画像1	
製品添付画像2	
製品添付画像3	

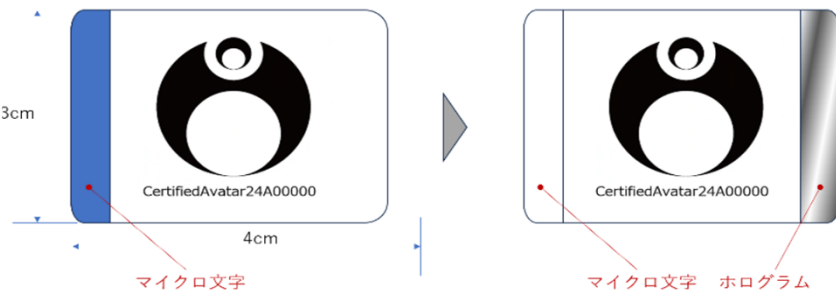
4



CAマーク (CA Mark) Certified Avatar Mark



CA24A00001



サイバネティック・アバター認証システムについて(動画)
<https://www.youtube.com/watch?v=8gzbcu5eY8M>



1. 統合認証（integrated certification）とは

製品認証（product certification）

製品そのものが規格や要求事項に適合しているかを確認する認証

マネジメントシステム認証（management system certification）： プロセス認証（process certification）

組織の運営プロセス（個人情報保護、品質マネジメント、情報セキュリティマネジメントなど）が規格に適合しているかを認証

個別に取得している複数の認証（例：品質マネジメント、環境マネジメント、労働安全衛生、情報セキュリティ、個人情報保護など）を統合的に取得・維持すること

一つの包括的な審査プロセスで複数の標準規格の認証を同時に取得

「統合適合性評価（integrated conformity assessment）」（認証だけでなく、試験、検査、監査など複数の適合性評価活動を組み合わせる概念）
「ハイブリッド認証」（特に新興技術分野（AIや複合システム）では「hybrid certification」という用語が使われる場合がある）

Integrated Management System (IMS)

各種マネジメントシステムを単一のシステムに統合して運用することにより、マネジメントシステムの運用プロセスの重複を排除し効率化を図る取り組み

サイバーフィジカル社会におけるCAの複合的マトリクス関係（統合認証が必要な背景）

(1) CAの分類

有体物CA

- ・ジェミノイド
- ・ヒューマノイド
- ・ロボット
- ・固体・液体・気体ロボット

無体物CA

- ・メタバース
- ・ゲームアバター
- ・Vtuber
- ・デジタルツイン
- ・キャラクター

(2) 利用場面

①

実在人物の
身代わり

②

物故者の
再現

③

非実在人物の
表現

(3) 利用方法

①

遠隔操作

②

プログラム
自動処理

③

自律的
動作

複合的マトリクス関係（分類×利用場面×利用方法）

①身代わり

遠隔◎ 自動○ 自律△

ロボットによる
テレプレゼンス会議

危険地域作業代行

遠隔手術ロボット

②物故者

遠隔△ 自動○ 自律○

歴史人物ロボット

偉人教育システム

技術伝承ロボ

③非実在

遠隔○ 自動◎ 自律◎

案内ロボット

接客ロボット

エンタメロボ

有
体
物
CA

無
体
物
CA

遠隔◎ 自動○ 自律△

アバター店員
テレワークアバター
VR会議システム
遠隔教育アバター

遠隔△ 自動◎ 自律○

デジタル遺影AI
故人対話システム
メモリアルAI

遠隔◎ 自動◎ 自律◎

中の人がないこと
になっているVtuber

ゲームNPC
(Non-Player Character)

AIアシスタント

◎優先的利用 ○標準的利用 △限定的利用

CAシステム適合性評価において準拠予定のマネジメントシステム規格

JIS Q 42001「情報技術・人工知能・AIマネジメントシステム」

JIS Q 42005「情報技術・人工知能・AIシステム インパクトアセスメント」

JIS Q 42006「情報技術・人工知能・AIマネジメントシステム認証規格」

ISO 13482, Robots and robotic devices -- Safety requirements for personal care robots

JIS B 8445 : ロボット及びロボティックデバイス — 生活支援ロボットの安全要求事項

JIS B 8446-1: 生活支援ロボットの安全要求事項 — 第1部: マニピュレータを備えない静的安定移動作業型ロボット

JIS B 8446-2: 生活支援ロボットの安全要求事項 — 第2部: 低出力装着型身体アシストロボット

JIS B 8446-3: 生活支援ロボットの安全要求事項 — 第3部: 倒立振子制御式搭乗型ロボット

2. 統合認証が必要とされる背景

- 企業や組織活動の複雑化と複数規格への対応負担の増大
- 複数の認証を取得する持つ組織が増える中、それぞれ個別に審査
 - ・ 認証を受けるのは非効率でコスト高
- 統合認証により一度の統合審査で複数分野の適合性を確認可能
- 企業や組織側の審査準備や対応工数の削減、審査員側の効率的な審査が期待できる
- スタンドアロンの個別認証より費用対効果が高い

3. 規格構造の統一

ISO規格側の動向も統合認証を後押ししている

2012年以降、多くのISOマネジメントシステム規格は共通の
「**附属書SL**」（現在は「**高位構造 (HLS)**」）に基づく
同一構造・共通用語を採用

規格構造の統一に向けた試みの例

PAS 99 (Publicly Available Specification 99)

英国規格協会（BSI）が発行した「複数のマネジメントシステム規格を一体的に運用するための共通要求事項」をまとめた公開仕様書

4. PAS 99の詳細

品質（ISO 9001）、環境（ISO 14001）、情報セキュリティ（ISO/IEC 27001）、労働安全衛生（ISO 45001／旧OHSAS 18001）、事業継続（ISO 22301）、食品安全（ISO 22000）、ITサービス（ISO/IEC 20000-1）など、二つ以上の規格を統合して運用する際の「基礎となる規格」

- **HLS（Annex SL）に整合**：2012年版 PAS 99:2012 は、ISO/IEC指令 Part 1 の *Annex SL* が定める「高位構造（High-Level Structure）」に合わせ、章立てを4～10章：組織の状況／リーダーシップ／計画／支援／運用／パフォーマンス評価／改善へ再編
- ただし、PAS 99:2012 は 2022年11月16日付で「Withdrawn（廃止）」
- 廃止の背景：主要なISOマネジメントシステム規格が **Annex SL の共通構造**を採用したため

5. ISO/CASCOでの検討状況

ISO/CASCOとISO/IEC JTC 1/SC 42 (AI) の共同WGでAIシステムの適合性評価スキーム設計（conformity assessment schemes for AI systems）を検討

- ・ マネジメントシステム認証の効率化やデジタル化への対応の一環として「統合認証」の在り方を議論
 - ・ 複数の規格要求事項を同時に評価する認証プロセスについて、国際的に整合した指針が必要との認識
 - ・ CASCOでは、統合認証に関連する課題（例えば複数分野にわたる審査員の力量要件や審査手順の標準化）について情報交換を行い将来的な規格整備の可能性を探っている段階
-
- ・ 2023年12月のCASCO政策会合では、サステナビリティやデジタル化とともに「複数の適合性評価活動の効率的統合」がテーマの一つ（関係者報告）
 - ・ CASCO内部のCPC : **Chairman's Policy and Coordination Group**（政策調整グループ）でも統合認証の概念整理やニーズ調査が進められており、将来的な規格開発の予備検討段階

国際認定フォーラム（IAF: International Accreditation Forum）との連携も重要

IAF : 世界各国の「認定機関（accreditation bodies）」と、その認定を受けた「適合性評価機関（CABs: conformity assessment bodies）」をつなぐ国際組織

7. 関連するISO規格・指針類

統合認証に直接対応するISO規格は存在しない

関連する既存規格やガイダンス：

- 附属書SL（高位構造 HLS）：ISOマネジメントシステム規格の共通枠組み
- ISO/IEC 17021-1「マネジメントシステム認証機関に対する要求事項」 認証機関が複数のマネジメントシステムを一括して審査・認証する場合に当該規格に基づく認定を受けている必要がある
- 認証機関が複数のマネジメントシステムを一括して審査・認証する場合に当該規格に基づく認定を受けている必要がある

IAF MD 11

国際認定フォーラム(IAF)が発行した統合マネジメントシステム（IMS）の統合審査に関する文書（IAF Mandatory Document for the Application of ISO/IEC 17021-1 for Audits of Integrated Management Systems）

- 複数のマネジメントシステムを同時に審査する際の手順や留意事項を規定
- 統合審査を行う場合の審査工数削減のルール（重複部分の考慮など）、統合審査チームの力量、不適合の扱い方法などが示されている

ISO 19011:2018 マネジメントシステム監査のための指針

管理システム監査の手引きを提供する規格

- 複数システムの統合監査を計画・実施する際の監査プログラムマネジメントや監査チーム編成に関する一般指針

今後の見通し

ISO/CASCOにおける統合認証の取り組みは徐々に具体化していくと予想される

統合認証に関するベストプラクティスの集約が進むことが想定される

IAFのMD 11や各国の統合認証事例がCASCO内で共有され、ガイドラインや技術仕様の形でISO文書化される可能性がある

統合認証の国際標準（例えばISO/IEC 17xxxシリーズの新規格やISOガイドの策定）の整備

サイバネティック・アバター(CA)認証基盤の構築を通じた「製品・マネジメントシステム統合認証」実現への道筋

本報告は、JSTムーンショット型研究開発事業JPMJMS2215の支援を受けたものである

©2025 SHIMPO Fumio